

「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」体系（案）について

山梨県第4次DV防止計画

基本目標	重点目標及び施策の方向
I を配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する社会づくりの推進	<b>1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進</b> (1) 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進 <b>2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実</b> (1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応 <b>3 若年層への教育及び周知・啓発の推進</b> (1) 配偶者等からの暴力の未然防止に向けた理解の促進 (2) 学校における教育等の実施
II 被害者保護に配慮した相談・	<b>4 安心して相談できる環境の整備</b> (1) 相談につなげる体制整備 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 婦人相談員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実 <b>5 外国人・障害者・高齢者等への配慮</b> (1) 外国人・障害者・高齢者等への対応の充実 <b>6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実</b> (1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実 <b>7 保護命令に対する適切な支援と対応</b> (1) 保護命令制度への対応 <b>8 被害者への配慮</b> (1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底 <b>9 相談員等の資質向上</b> (1) 相談員等の資質向上のための取組実施
III 環境整備に向けた	<b>10 被害者への総合的な支援</b> (1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) その他被害者への適切な情報提供・支援 <b>11 就業支援の実施</b> (1) 就業に向けた情報提供・助言 (2) 就業支援機関の活用 <b>12 住宅確保に係る支援の充実</b> (1) 住宅への入居支援 <b>13 子どもに対する支援の実施</b> (1) 個々の子どもに寄り添った支援 (2) 子どもが安心して生活できる環境整備
V 連携推進のための強化	<b>14 関係機関のネットワークの充実</b> (1) 関係機関連絡協議会等の充実 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化 <b>15 市町村における支援体制の強化</b> (1) 市町村への支援の推進 <b>16 民間団体等との連携と協働</b> (1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成 <b>17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備</b> (1) 苦情の適切かつ迅速な処理 <b>18 調査研究の推進</b> (1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究

R2施行 法律・国基本方針で追加された事項

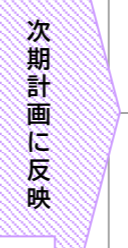
①「子どもの目の前で配偶者への暴力等、子どもに心的外傷を与える行為は児童虐待にあたる」留意事項追加（基本方針） ②「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとする（基本方針） ③福祉関係者からの通報に「児童相談所等の職員」追加（基本方針） <b>④SNS等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体の活用（基本方針）</b>
⑤通報・相談・保護の対象として「被害者に同伴する家族」追加（法・基本方針） ※現行計画に記載あり ⑥一時保護の同伴する子どもへ児童虐待被害の早期発見・早期介入に向けアセスメント及び児相と連携（基本方針） ⑦一時保護後の対応として「民間シェルター等民間団体の活用」追加（基本方針） <b>⑧児童相談所は、婦人相談所や医療機関等と連携して一時保護されている子どもの個別的心理療法やカウンセリング等の援助を行うこと（基本方針）</b> ⑨加害者や加害者の代理人等から住民票等の交付申出があった場合の対応について追加（基本方針）
⑩無料低額診療事業、父子家庭自立支援給付金、生活困窮者自立支援制度等の情報提供（基本方針）
<b>⑪連携に務める関係機関に児童相談所を明記（法・基本方針）</b> <b>⑫要保護児童対策地域協議会の活用、連携（基本方針）</b> <b>⑬9(5)連携協力の実効性向上について章立て追加（基本方針）</b>
<b>⑭「民間団体等と対等な立場で連携」文言追加（基本方針）</b>

R6施行 法律で追加された事項（国基本方針未発表）

<b>①被害者の自立支援のための施策を必要的記載事項とする（法律）</b>
<b>②DV防止・被害者保護のための協議会法定化（法律）</b> 都道府県は努力義務、市町村はできる規定 被害者保護に必要な情報交換、被害者支援内容の協議、関係機関等への協力要求権、協議会関係者の守秘義務規定
<b>③都道府県・関係地方公共団体・民間団体の連携・協力を必要的記載事項とする（法律）</b>

山梨県第5次DV防止計画（案）

基本目標	重点目標及び施策の方向
I を配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する社会づくりの推進	<b>1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進</b> (1) 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進 <b>2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実</b> (1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応 <b>3 若年層への教育及び周知・啓発の推進</b> (1) 配偶者等からの暴力の未然防止に向けた理解の促進 (2) 学校における教育等の実施
II 被害者保護に配慮した相談・	<b>4 安心して相談できる環境の整備</b> (1) 相談につなげる体制整備 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 婦人相談員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実 <b>5 外国人・障害者・高齢者等への配慮</b> (1) 外国人・障害者・高齢者等への対応の充実 <b>6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実</b> (1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実 <b>7 保護命令に対する適切な支援と対応</b> (1) 保護命令制度への対応 <b>8 被害者への配慮</b> (1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底 <b>9 相談員等の資質向上</b> (1) 相談員等の資質向上のための取組実施
III 環境整備に向けた	<b>10 被害者への総合的な支援</b> (1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) その他被害者への適切な情報提供・支援 <b>11 就業支援の実施</b> (1) 就業に向けた情報提供・助言 (2) 就業支援機関の活用 <b>12 住宅確保に係る支援の充実</b> (1) 住宅への入居支援 <b>13 子どもに対する支援の実施</b> (1) 個々の子どもに寄り添った支援 (2) 子どもが安心して生活できる環境整備
V 連携推進のための強化	<b>14 関係機関のネットワークの充実</b> (1) 関係機関連絡協議会等の充実 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化 <b>15 市町村における支援体制の強化</b> (1) 市町村への支援の推進 <b>16 民間団体等との連携と協働</b> (1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成 <b>17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備</b> (1) 苦情の適切かつ迅速な処理 <b>18 調査研究の推進</b> (1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究



※目標・施策の項目は現行計画を引き継ぎ、具体的な施策内容を充実させる